

【会議名】

令和6(2024)年度第1回三鷹市男女平等参画審議会

【開催日時】

令和6(2024)年8月1日(木) 午後6時～8時

【開催場所】

三鷹市教育センター3階 大研修室(オンライン併用)

【次第】

1 開会

2 委嘱状交付

3 議事

(1) 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(第2次改定)取り組み状況(令和元(2019)年～令和5(2023)年度)について

(2) 「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027(仮称)」の策定に向けた考え方について

(3) 「こころの相談事業」実績報告について

(4) 性的マイノリティに関する施策の取組状況について(三鷹市パートナーシップ宣誓制度／みたかSOGI相談(性の多様性に関する相談))

【出席委員】(敬称略)

荻田 香苗(会長)、渥美 由喜(副会長)、福島 多恵子、今村 佳代子、竹野 裕介、岩本 浪砂、牧野 洋子、大黒 暉生、中川 由紀子、田中 かず子、南 和宏、瀬尾 典子 以上12名

【市職員】

企画部長 石坂 和也、企画部DX推進担当部長 丸山 真明、総務部調整担当部長 田中 博文、生活環境部生活経済課長 黒木 誠也、健康福祉部健康推進課長補佐 菊水 久子、子ども政策部調整担当部長 清水 利昭、子ども政策部子育て支援課長 嶋末 和代、教育委員会指導課長 福島 健明

(事務局)

企画経営課副主幹 中塚 大、企画経営課平和・人権・国際化推進係 山際 陽子、堀江 富美

【傍聴者】

5名

【議事概要】

(次第1 開会あいさつ 省略)

(開催方法の説明等 省略)

(次第2 委嘱状交付 省略)

(委員及び事務局職員の自己紹介 省略)

【荏田会長】 それでは、次第3、議事に入りたいと思います。男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第2次改定）取組状況（令和元年（2019）年～令和5（2023）年度）についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【丸山企画部DX推進担当部長】 男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第2次改定）、こちらにつきましてはコロナ禍の影響によりまして1年間の期間延長はございましたが、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間を実施期間として取組を進めてまいりました。本日はその統括といたしまして、主な取組内容を説明させていただきます。

それでは1、2ページをお開きください。表の左から2列目に記載しております番号とその右の事業名をお示しして、主な事業について順次ご説明いたします。

1番「男女平等参画に関する総合的な普及・啓発」です。男女共同参画週間パネル展や啓発誌の発行などによって男女平等参画の普及や市民意識の啓発に向けた取組を行いました。令和6（2024）年4月1日に施行した人権を尊重するまち三鷹条例の制定に当たっては、令和3（2021）年度から市民ワークショップやフォーラムの開催など、機運の醸成に努めながら取組を推進したところでございます。また、同条例の理念に基づき、令和6（2024）年4月から、三鷹市パートナーシップ宣誓制度を開始したところでございます。今後は男女平等参画条例に加えまして人権施策における上位規範である人権を尊重するまち三鷹条例の理念に基づいて男女平等参画実現に向けてより一層の普及・啓発に取り組んでまいります。

3、4ページをお開きください。4番「男女平等参画相談員制度の周知と活用」でございます。令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の男女平等参画相談の利用件数は、資料右側に記載のとおりでございます。令和4（2022）年度からは子育て支援課が所管する養育費確保支援事業の一環として男女平等参画相談員による法律相談を活用した相談を開始したところでございます。そのニーズは高く、直近の2年間では全ての相談が養育費確保支援

事業としての実績となっております。今後も弁護士資格を持つ相談員が法律相談に応じる強みを生かして、他の相談事業と連携しながら、事業展開を図ってまいります。

次に5番、「こころの相談事業の実施・充実」でございます。令和元（2019）年度から令和5（2023）年度における各相談の利用率は資料に記載のとおりです。女性向け相談は、コロナ禍による家庭環境や仕事への影響によって利用率が増加傾向にあります。また、男性向けの相談は令和3（2021）年7月から新たに開始をいたしまして、令和4（2022）年度、5（2023）年度は60%を超える利用率となっております。今後も相談者の声に寄り添いながら、よりニーズに合った事業となるよう、改善を図りながら取組を進めていきたいと考えております。

5、6ページをお開きください。10番、「配偶者等暴力による被害者支援のためのネットワークのさらなる強化」でございます。子ども政策部や健康福祉部といった庁内関係部署をはじめ、警察や児童相談所、保健所、市内の社会福祉法人等で構成している子ども家庭支援ネットワークを活用いたしまして、初期段階から子どもへの対応も実施できるよう、関係機関での連携強化を図りました。幅広い年代の被害者の支援には医療や介護、障がい者分野等の関係機関との連携が不可欠でありますので、引き続き、市役所のみならず、民間団体も含めてより早急に対応できるネットワーク強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

13、14ページをご覧ください。一番下の27番、「妊婦面接、乳児家庭全戸訪問等の実施」でございます。妊婦面接や新生児訪問に加えまして、新たに開始いたしました全ての産婦を対象としたアウトリーチ型のすこやかサポート事業や1歳児のいる家庭を対象としたファーストバースデイ事業を通しまして、配偶者やパートナーとの関係の中にDV等の問題が潜んでいないかなど妊産婦の状況把握に努めるとともに、支援が必要な方については関係部署で連携して対応を図りました。

続いて、15、16ページをお開きください。32番、「DVシェルター等への一時保護実施などによる安全確保と自立に向けた支援の実施」でございます。庁内関係部署と連携しながら、広域的ネットワークを活用した保護を実施いたしまして、危険度、緊急度によっては民間シェルの活用により支援を行ったところでございます。昨年度は特に緊急保護が多く、令和元（2019）年度から年3～6件で推移してきましたが、令和5（2023）年度は9件の緊急保護を行ったところでございます。令和6（2024）年度につきましては7月時点で2件の保護を実施しております。今後も引き続き、被害者の安全を最優先として支援に取り組んでい

きたいと考えてございます。

17、18 ページをお開きください。33 番、「ハラスメントの防止に向けた庁内・学校向けの研修並びに市民向けの啓発の実施」でございます。特に右側の表の上から 2 段目をご覧くださいできればと思います。令和 2（2020）年度から市職員向けに「L G B Tをはじめとする多様な性に関する研修」を開始いたしまして、令和 5（2023）年度にはほとんどの職員が受講を完了したところでございます。アンケートからは新たな学びがあったとの回答が多く、職員の意識啓発につながっているものと捉えております。今後につきましては、新人職員のほか、受講済みの職員も含めまして継続に研修が受けられる取組を進めてまいります。

続きまして 21、22 ページをご覧ください。40 番、「性的被害の防止等も含めた発達段階に応じた性教育の実施」でございます。小学校では、学年ごとに内容を定めただけで、発達段階に応じた性教育を実施するよう指導を行ったところでございます。また、SNS を通じた性被害防止対策については東京都でも取組を強化しておりまして、令和 3（2021）年度から「児童生徒を教職員等からの性暴力から守るための」という東京都によるアンケートを実施しております。今後もこうした取組の徹底と校長会等での情報共有を図っていききたいと考えております。

次の 23、24 ページをお開きください。45 番、「性別等に関わらない相談事業の検討」でございます。令和 3（2021）年 7 月からこころの相談の男性向け相談を開始し、ニーズに合わせた相談体制を整備したところでございます。また、計画期間中に多様な性に関する専門的な相談事業の検討に取り組みまして、令和 6（2024）年に入り、先月からみたか S O G I 相談（性の多様性に関する相談）を開始したところでございます。7 月の相談実績はございませんでしたが、8 月に 1 件の予約を受けているところでございます。今後もニーズの把握に努めながら、ニーズに適した相談事業をより一層推進してまいります。

29、30 ページをお開きください。59 番、「講座等を通じた地域における起業支援の実施」です。起業・創業・ビジネス相談について専門のコーディネーターによる支援を行ったところでございます。また、「特定創業支援等事業による支援を受けたこと」の証明を得ることで、小規模事業者持続化補助金や創業助成金の各種支援が受けられるため、証明書の発行件数が増加しておりまして、女性の割合も増加傾向にあるところでございます。また、東京都の支援メニューである「女性・若者・シニア創業サポート事業 1.0」、こちらでは株式会社まちづくり三鷹が地域アドバイザーとして役割を担いながら、創業支援の取組を行ったところでございます。

33、34 ページをお開きください。67 番、「男性職員の育児休業等取得の推進」でございます。三鷹市特定事業主行動計画において、令和 2（2020）年度から 7（2025）年度までの年間平均の男性職員の育児休業取得を 50%以上と目標設定しております。そうした中、後期計画期間中の平均取得率は 57%となっております。また、会計年度任用職員も含めて、ハンドブックや広報誌を活用し、育児休業等の周知を図るとともに、育児休業を取得しやすい職場づくりに努めました。

続きまして、37、38 ページをお開きください。71 番、「行政委員会・審議会等の男女比率の均衡化に向けた取り組みの実施」でございます。一部の審議会等は男女比率の均衡が保たれた状態でございますが、令和 5（2023）年度の目標値 50%に対して、全体の審議会等における女性委員の割合は目標に達しておりませんでした。引き続き、女性職員の割合の向上に向けまして三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準の趣旨に基づきまして、委員等の選任を行うよう庁内の各部署へ周知を図ってまいります。

続きまして、41、42 ページをご覧ください。78 番、「男女の生涯を通じた健康支援」でございます。健康づくり月間や週間に合わせまして総合保健センターや市役所本庁舎、コミュニティバスなどで啓発活動を行いました。また、市民講座では男女ともに共通する内容について実施するとともに成人女性に対しては婦人科疾患に関する内容、男性向けの講座では、泌尿器疾患といった内容で男女の身体的特徴を踏まえて専門医による講座を開催したところでございます。健康推進事業につきましては令和 6（2024）年度の組織改正によって、母子と成人で所管部署が分かれていましたが、総合保健センター内で一体となり、今後もライフステージに応じた健康づくり事業に取り組んでまいります。

47、48 ページをお開きください。87 番、「広報誌等を通じた女性交流室のさらなる利用促進に向けた啓発」でございます。男女平等参画審議会での議論を踏まえ、女性交流室の一部リニューアル及び利用方法の一部改正を行い、利便性の向上を図りました。また、リーフレットの改訂を行うなど、一層の周知を図ったところでございます。しかしながら、利用率はコロナ禍を機に大きく減少している状況でございます。今後も引き続き、ホームページや広報みたかの活用、各種啓発事業との連携によって女性交流室のPRを行うとともに、活用方法等についても検討してまいります。

続きまして、49、50 ページをお開きください。92 番、「庁内推進連絡会議による連携」でございます。男女平等参画のための三鷹市行動計画推進連絡会議を開催いたしまして、本取組状況をもとに庁内各部署の推進状況の共有を図ったところでございます。また、女性の生

理の貧困対策といたしまして、様々な理由から生理用品の入手が困難な方の相談や支援につながり、庁内関係部署での窓口で生理用品の配布を実施したところでございます。今後、会議の実効性を高めるため、参加部署の見直しを図りつつ、定期的に開催するなど、男女平等参画を全庁的な取組として推進してまいります。

51、52 ページをお開きください。こちらのページは計画期間における男女平等参画指標の達成状況をまとめたものになります。主なものについて何点かご説明いたします。表の一番上、「各分野における男女の地位が平等になっていると思う人の割合」、続いて2番目の「生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）という言葉を見聞きしたことのある人の割合」については、令和4（2022）年度に実施いたしました市民満足度調査の結果を記載しております。ライフ・ワーク・バランスの認知度は目標を達成したところでございますが、「男女の地位が平等と思う人の割合」はいずれの分野においても目標に達しない状況になってございます。また、その下の「市職員の管理職に占める女性の割合」や「市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合」も目標に達することができず、引き続き課題として捉えているところでございます。「女性交流室の利用率」は先ほどもご説明いたしましたが、利用率向上に向けて周知や利用拡大への取組を継続して行なってまいります。

以上が計画期間における主な取組の内容の報告となります。委員の皆様からのご質問については各担当課から回答いたしますが、本日出席していない部署もありますので、それらのご質問については後日回答させていただく場合もありますので、ご了承いただければと思います。

説明は以上になります。

【荏田会長】 ありがとうございます。ただいま、事務局の説明がありましたが、ご質問などはいかがでしょう。関係部署の方もいらしていますので、ご説明いただけるかと思いますが、いかがでしょう。

【A委員】 ご説明どうもありがとうございます。達成されているものが多くて、すばらしいと思いましたが、三鷹市の委員の構成の男女比の目標はまだ達成されていないという箇所があったかと思います。この審議会は半分以上女性がいますと思いますが、全体として女性の委員率が増えない、一番障害となっている理由はどういうものなのでしょうか。単純に考えると、女性に最初に優先的に声をかければ、委員の構成は男女比が保てるのかなと思うのですが、いかがでしょう。

【丸山企画部DX推進担当部長】 指標につきましては最後の51、52ページの表の下か

ら2番目で全体の指標、目標に対する指標をお示ししております。こちらは、複数の行政委員会、審議会等ありますので、その組織によって事情が異なると思いますが、推薦にあたって、選出していただく委員の選出母体があらかじめ決まっており、その委員長さんに出ていただくなどの考え方もあると思います。長の方が、そもそも男性が多いということなども割合に達していない要因になっているのかと分析はしております。

【荏田会長】 ほぼ3年間、36%から変わっていないので、ぜひ過半数に届くようにお願いいたします。ほかに何かございませんでしょうか。

【B委員】 3、4ページ、こころの相談事業の活用について、2点あります。1点目はこの利用率のパーセンテージの考え方を確認させていただきたいのと、2点目は経年で数値が出されていることから、この相談の内容について、例えば、コロナ禍の影響もあったと思いますので、収束と共に変化した内容などの特徴があれば、確認させていただけますか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 まず、パーセンテージの出し方は、年間で相談できるコマ数があり、それに対して利用実績が何件だったかの割合でございます。相談の内容については、こころの悩みや家庭の悩みが多く、コロナ禍前からも同様にこころの悩み、家庭の悩みが上位を占めております。こちらは、女性向け相談もそうですし、男性向け相談もこころの悩み、家庭の悩み、夫婦の悩みの3つが最も多く推移していると捉えております。

【B委員】 ありがとうございます。男性と女性でそれぞれの共通として今ご回答いただいたかと思いますが、例えば、家庭の悩みといっても男性視点と女性視点とで結構変わってくるかなと思います。あまり細かいことを確認したいわけではないのですが、男性、女性それぞれ、家庭に対して、お互いにパートナー、子育て、他にはご両親と住われている方など様々な環境があるなかで、男性と女性でどのような傾向があるか確認させてください。

【中塚企画経営課副主幹】 男性と女性それぞれの夫婦の悩みについては、後ほどこころの相談の事業統計でもご紹介をさせていただきますが、性格の不一致であったり、ご夫婦の不和に関する相談がどちらも最も多くなっております。また、女性ではやや多めなのが、別居や離婚についてのご相談でございました。男性相談でカウンセラーの方から聞いた話によると、女性側の意見が強く、若干モラハラ的なものを受けているというような男性側からのご相談が見受けられるという報告もありました。また、コロナ禍の中でどのような変化があったかという質問もありましたが、コロナ禍を経て家庭にいる時間が長くなったことで家族間の距離が近くなり過ぎたことの影響なのか、家族間での関係についてのお悩みが増えている傾向にあるというお話がありました。

【C委員】 女性交流室の利用が半減しているということについて、以前もお話を伺ったんですが、現段階で登録団体数がいくつあるか、それから、女性交流室を使える団体の基準や条件を簡単に教えていただけますか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 女性交流室の登録団体数について、令和4（2022）年3月現在で9団体です。毎年約10団体程度で推移している現状です。女性交流室を利用できる方については、男女平等参画に関する行動や交流等を行う三鷹市民、こちらには在勤や在学者を含みます。もしくは三鷹市民を主な構成員とする団体というのが条件となっております。

【C委員】 ということは、女性活躍や女性に関しての活動でなくても使えるという理解でよろしいですか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 基本的には男女平等参画に関する行動や交流等を行うとなっているので、その「等」の中にどこまで含めるかというところはその都度団体の活動をお伺いしながら判断していきます。

【C委員】 おそらく若い世代にとっては女性交流という言葉自体もよく理解できないのではないかと思います。ネーミングは結構大事だということと、名前を変えるのであれば、むしろこの審議会の存在意義みたいなものを発信できるような名前の設定とか、利用促進のあり方を探っていくべきではないかと思って伺いました。

【丸山企画部DX推進担当部長】 ご指摘のとおり、女性交流とは何か、とか、交流室自体の存在意義のPRは、課題として捉えております。6月に策定した第5次三鷹市基本計画の中でも女性交流室のあり方の検討に取り組んでいくということで、この審議会等でもご意見をいただいております。女性交流室で事業展開をすることによって場所を知っていたけると、中身や趣旨を分かっていたらいいかと思っておりますので、それらの取組を含めて検討を進めていきたいと思っております。

【荏田会長】 確かにネーミングはちょっと古いと私も感じました。ご検討いただければと思います。

【D委員】 51、52ページの14番、各分野で男女平等かどうか、平等になっていると思う人の割合のところですが、どういった内容で平等だと思うのか、不平等だと思うのかという突っ込んだ内容まで質問しているのかというところが気になりました。内容によって、個人の感想の面もあるので、そこまで質問しないと、目標値を達成する動きになれないのではないかと思います。特に「学校教育の中で」のところですが、これは保護者に聞いている

のか、教職員なのか、学校教育を受ける側の子どもたちに聞いているのかと疑問に思います。目標値が 80%と、他よりも非常に高い目標値です。私のイメージでは、学校教育は一番男女平等が実現しやすいのでは、と思うのですが、これがなかなか上がっていかず、下がっていつているのはなぜか、その内容はどうか把握されているのか教えてください。

【中塚企画経営課副主幹】 こちらは、先ほどの市民満足度調査の中で設問として設けているものになります。「あなたは次に挙げる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの項目で当てはまるものを選び、丸をつけてください。」という質問になっていまして、家庭の中、職場の中、学校教育の中、それぞれについて女性のほうが優遇されている、平等だと思う、男性のほうが優遇されている、分からないというような 6 段階の項目で評価をしていただく内容になっております。

質問の対象については、無作為抽出で選ばれた市民の方になりますので、教職員の方に限っているとか、保護者の方に限っているというものではありません。広く市民を対象に質問を行う形式です。

【D 委員】 そうすると、どういう場面で平等と感じているのか、満足されている方、満足されていない方、どういう場面でそう感じるのかということまでは質問はできていない、回答はもらっていないということでしょうか。

【中塚企画経営課副主幹】 この設問に自由記述は設けておらず、この設問、質問の中で自分がどう思うかを答えていただいております、どの場面でというような細かな質問形式にはなっていません。

【D 委員】 目標値を達成していくには、細かいところまで聞き取りをしないと、どういった働きかけでどういうところを改善していくべきなのかが掴めないのかと感じました。

【荏田会長】 私、学校教育の中での割合がどんどん下がってきているのをとても不思議に思いましたが、たまたまということでしょうか。

【石坂企画部長】 この指標自体は先ほど説明がありました、4 年に 1 回、基本計画策定の前年にいくつかの項目において傾向を定点的に観測する、かなり広範な形の調査で測っているものです。中身についてより一層分析するとなると、個別インタビューや自由記述でどういう形が必要かということもあるので、バランス感覚というか、どこに落とし所をつけるか、非常に難しいと思っており、今回の令和 4（2022）年度については、これまでどおりの実施内容となっています。数値が落ちている要因を教育委員会が把握していると思いますので、それが実態感と合っているかも含めて、次期のこの計画の中での対応を深掘りで

きるのでは、と思っております。

【E委員】 47、48 ページの女性センターのところですが、今ある形をこれからも続けていくというニュアンスを感じます。武蔵野市も国立市も調布市も杉並区も全部センターがあるのです。そこには市職員の人が張り付いていて、そこでトータルにいろいろな相談を受けている。交流室もあるし、図書室などの情報提供の場もあります。しかしながら、三鷹市はずっと女性交流室なのです。部屋があつて人がいない。資料をきれいに並べ替えたと言いますが、初めて行った人が、どこにどのような資料があつて、自分が必要な資料はどこに行けばあるのか分からない。そういう面では限界があります。これはずっと前から指摘されていることですが、この交流室のあり方をこのまま今後も継続していくのでしょうか。

渋谷区では、この4月に人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例が施行されました。そして、渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉と名前を変えて大規模化しています。このように他市区町村はどんどん進んでいるのに、三鷹はずっと停滞している。交流室という状態で停滞しているのはなぜでしょうか。何か思惑がおりなののでしょうか。

【石坂企画部長】 まず、思惑はございません。さきほどのC委員のご質問とも少し関連しますが、女性交流室は平成14年にタウンプラザに移転しておりますが、その当時はまだSNSやインターネットが発展しておらず、場としてどう持つかというところがあったと思います。女性交流室では交流の場と情報提供の場ということが条例に入っていたと思いますが、そうした中で、今まで市としてもこころの相談等で補完しながら女性交流室機能を担うという形で、これまでやってきたところではございます。しかし、以前も話に出ましたが、インターネットで繋がれるというように時代が変わる中で、女性交流室がどうあるべきかというところは、これからもきちんと議論する必要があるかとは思いますが、その一方で場所がかなり限定され、さらには視認性が低く、入りづらい場所であると言われるのも分かります。多文化共生センター（仮称）というのも、この前期の計画の中で掲げていますし、駅前再開発の次の計画の中でも議論を重ねていきつつ、現状の中で何ができるのかも多層的に議論しながら、深めていきたいと思っております。思惑等はないので、率直に意見交換をしていきたいと思えます。

【E委員】 本当でしょうか。もう10年以上、この話は出ているんですよ。そして、この三鷹の周りではどんどんそれを発展させてきているんです。それなのに、三鷹は交流室というのに固執して、人の手当てをしない。だから、使いにくい。人が利用しない。それをニーズがないと判断していますが、そうではなく、ニーズをキャッチできるような仕組みを作っ

ていくということをしていないのに、これで停滞しますねという議論ばかりが毎年毎年レポートされています。同様に、相談件数が非常に少ないんです。0件とか2件とか。ここでもずっと、2件だったじゃないですか、男女平等参画相談員制度は、本当にこのままで良いのかと思います。これもずっと言ってきたことです。男女平等参画相談員制度は何か問題があるから活用できないのではないかと。だから、ここはニーズがないからではなくて、使いにくい。そして他自治体のセンターは、相談時間がすごく長いです。年末年始だけお休みとか、そういう形で相談に行きやすい。1回50分というように定めていても、予約制でどんどん入れることができ、そこに専門の相談員がいる。だから、そこに気軽に相談に行くことができるという場というのが作られているんです。そういうのを横目で見ながら、こんなに相談が少ないというギャップは、このまま行くのでしょうか。弁護士資格を持つ人が相談員とありますが、どなたでしょうか。その人はどのようなことをこの市民に伝えようと思っているのか。ただ待つて、相談ある人来てください、法律的なお話はしますよ、というだけだと、本当に使えないです。裁判に行くっていうのは最後です。その前の段階でやっぱりニーズがたくさんあるところで丁寧にアウトリーチしていくということがないのは、もう本当にどうかして欲しい。このまま継続していくというのはもう考え直して欲しい、今日はもう絶対ここまで言い切ると思って来ました。今までの状態をこのまま続けていくのではなく、次のステージにステップアップしていくように繋げて行って欲しいです。

いや、予算が、と絶対出てくると思いますが、そんなことはありません。三鷹は貧乏な市ではありません。そんなことができない、そんな脆弱な財政ではないはずで。予算がないと片付けることができると思わないでください。ジェンダー、セクシュアリティ、性、生殖というのは非常に重大な人権マターです。せっかく人権条例が成立したのだから、これを契機に次のステップにバージョンアップして欲しいと私は思いました。

【丸山企画部DX推進担当部長】 今お話の中で法律相談は最終的な手段だといいただきましたが、我々もそう思っていて、この3、4ページの4番については、弁護士資格を持つ相談員による法律相談になります。そこに来るまでの過程については、その下の5番に書いてあるところの相談、もしくは電話でのところの相談ダイヤル、こちらの方でお気軽にと言ったら語弊があるかもしれませんが、相談しやすい環境を整えまして、それなりの利用率、件数もございます。それ以外にも、女性相談支援員、これは子育て支援課が我々の企画経営課とは異なる所管で女性相談等も行っています。他には本庁舎2階の相談・情報課でも分野に応じた相談をお受けしております。そういったステップとか分野に応じた相談体制を全

庁的に整える中で、相談業務に対応していると我々としては思っているところでございます。

【E委員】 市役所で働いている方たちは、そのような相談がどこで受けられるかというようなマッピングができていないかもしれませんが、市民にはそれが見えません。私、心理的に問題があるからカウンセラーのこころの相談、いえいえ、実体的に非常に困難な状況にあるんですというときに、どこに行けばいいのかというのが非常に分かりにくい。ですから、いろいろな自治体にセンターがあるというのは、あそこに行けば、いろいろな相談を受けてくれるという、入口がはっきりしているということです。

例えば、このセンターは9時から22時までと開館時間がすごく長いです。だから、働いている人も夕方に来ることができるか、いろいろな時間帯で相談することができるのです。そうしている自治体があるわけですから、市民から見たらどう見えるのかという目線で相談体制を考えていただきたいと思います。

【石坂企画部長】 女性センターという特化した形の相談体制を作るのかは色々議論があるところだと思いますが、相談の窓口をきちんと明示して、使いやすくするという視点についてはE委員がおっしゃる点と同じだと思っているところです。

人権条例もいろいろ議論がある中で成立しまして、庁内の連携というのが大事だということで7月の上旬に各課での連絡会を作って話し合いました。市民からの相談については、基本的には相談・情報課が窓口になりながらも、例えば、私たちの係に連絡があれば、きちんと寄り添って対応していくことが大事だという認識合わせをしました。「これは、うちの係だが、それについてはあっちの係だ。」というのではなく、一度きちんと受け止め、伴走しながら支援していくということを基本に置いていこうという話はしています。計画の改定の年度でもございます。きちんと振り返った中で何ができるかというのを議論するのが本年度だと思っていますので、意見として受け止めたいと思います。

【C委員】 この議論、確か何回か前の市議会で出たと思います。地域の女性センターにはものすごい数の情報が集まるわけです。介護の問題から子どもの問題、防災、防犯、非常にミクロなことがらが市民の声として届いてくるので、はっきり言うと、生活課題のマーケティングリサーチがそこでしっかりできるわけです。優秀な職員さんがいると、そこからヒントを得て、施策に反映しています。同時に、いろいろな市民向けの施策が早く回るんです。一方で、女性センターがない自治体というのは、全部、役所の縦割り機構で声を集めているので、行政にとっては都合が良いですが、先ほどE委員が発言したように、総合的な市民の

視点というものの満足度は全然上がらないということだと思います。

女性センターは、パンドラの箱ではないけど、色々なものが入っている実態がある、と他の自治体の職員さんから聞きました。それだからこそ、女性の活躍推進もバックアップできていると。地域のミクロな課題をすくい上げるためには、女性の声を集めることがやはり非常に大事だということを、E委員の意見に付け加えさせていただきたいと思います。

【荻田会長】 ありがとうございます。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたら、関係各課の方にはここでご退席いただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、次に「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」の策定に向けた考え方について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【丸山企画部DX推進担当部長】 冒頭に「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」の策定に当たりまして経緯等を簡単に説明させていただきます。

三鷹市では令和6（2024）年6月に第5次三鷹市基本計画を策定しております。策定に当たりましては、市民参加でまちづくり審議会の政策提案など、多くの市民意見をお聞きしながら取組を進めてまいりました。本審議会でも議題として取り上げ、貴重なご意見を頂戴したことを改めて御礼を申し上げたいと思います。

第5次三鷹市基本計画は、市の最上位計画である三鷹市基本構想に掲げる未来の三鷹の姿を実現するための施策を体系別にまとめたもので、本日の議事となっている「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」は、第5次三鷹市基本計画に基づき策定する個別計画であって、各事業の目標やスケジュールなどを明確にするなど、実施計画の側面を持った計画として今年度中に策定を予定しているものでございます。本日は資料2のとおり、個別計画の策定に向けた考え方を取りまとめましたので説明をさせていただきたいと思います。その後、皆様からご意見等を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料2をお手元にご用意いただきまして、6ページをご覧ください。はじめに、個別計画策定に向けたスケジュールについて説明いたします。

本日は市が策定した計画策定に向けた考え方について、ご質問やご意見を頂戴したいと思っています。いただいたご意見等を反映したものを8月下旬をめどに開催予定の第2回審議会でご確認いただきまして、その後、市で個別計画の策定に向けた考え方と骨格案を確定し、9月に市議会へ行政報告を行いたいと考えています。10月から11月にかけて市の内

部で個別計画に盛り込む個別事業の調整を行いまして、今度は10月に予定している第3回審議会で個別事業等が盛り込まれた計画素案の案をお示ししまして、またご意見等をいただきたいと考えております。

第3回審議会でいただいたご意見等を反映した計画素案の案を11月の第4回審議会で御確認いただいて、その後、計画素案を作り、12月に市議会へ行政報告を行います。その後、年明け、1月になると思いますが、計画素案をパブリックコメントに付しまして、広く市民意見を募集し、個別計画への反映等を行ってまいります。その後、令和7（2025）年2月に予定している第5回審議会におきまして、パブリックコメントの結果を反映した計画案を諮問させていただきまして、ご答申いただくという流れを想定しているところでございます。その後、3月に市議会に行政報告を行うとともに、市において個別計画の確定といった流れを考えております。以上が個別計画の策定に向けた全体のスケジュールになります。

それを前提に本日、個別計画の策定に向けた考え方についてご説明させていただきます。

資料1ページにお戻りください。1番、計画の位置づけと方向性についてでございます。本個別計画は三鷹市男女平等参画条例に基づく行動計画であることに加えまして、三鷹市基本構想と第5次三鷹市基本計画との関係性のほか、令和6（2024）年3月に策定した人権を尊重するまち三鷹条例の理念を踏まえるとともに、令和6（2024）年4月に施行された困難女性支援法に基づく基本計画にも位置づけて、男女平等参画施策を推進することを記載しているところでございます。また、性別等に関わりなく、全ての人が個性と能力を発揮し、生涯にわたり、生き生きと暮らして生きていける取組を推進することを明記しております。

1ページの下段、2番には計画策定の背景をまとめております。（1）には国や東京都の動向といたしまして前計画期間中における関連する法律の制定や改正の状況をまとめております。具体的には、アからオまでに記載した内容で、DV防止法と女性活躍推進法、育児・介護休業法、こちらは法律の改正、困難女性支援法、LGBT理解増進法、こちらは法律が制定されましたので背景としてまとめているところでございます。

2ページの下段、（2）、こちらには三鷹市の現状をまとめてございます。アの男女平等参画の進捗状況では、基本計画や個別計画の策定に当たり、令和4（2022）年度に実施しました、先ほどもお話しした市民満足度調査結果に基づき、男女平等参画施策における目標指標に対する達成具合をお示ししております。3ページの表のとおり、男女の地位が平等になっていると思う人の割合は先ほどのとおり、家庭や職場など、いずれの分野においても目標値を下回る状況となっております。イの人権を尊重するまちづくりの推進では、令和6（202

4) 年4月1日に人権を尊重するまち三鷹条例が施行されたことなどを、ウの性の多様性に関する対応では、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指して三鷹市パートナーシップ手続条例を施行したこと、エのコロナ禍における支援では、別居、離婚のほか、DVに関する相談件数の増加や生理の貧困など、コロナ禍で見えてきた課題やその支援等をそれぞれ記載しているところでございます。

4ページをご覧ください。3番の計画策定のポイントでございます。(1)から(6)までに示したとおり、ポイントを6つに絞り、個別計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。(1)の1点目は、男女平等参画の市民意識の向上で、固定的な性別役割分担意識など、アンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みと言われますが、こちらをなくしていくため、地域全体の意識の向上を図っていくという記載でございます。2点目は配偶者等からの暴力に関する支援で、DVやハラスメントの防止と正しい理解の促進に向けた周知等をより推進するとともに、被害者の支援に向けて関係者との連携強化を図るほか、相談しやすい環境づくりや相談窓口の周知に取り組んでまいります。3点目は女性活躍社会の実現に向けた取組で、女性の再就職や起業、キャリアアップ支援、働き方の柔軟化等を推進するとともに、男女平等の意識啓発などに取り組んで、女性が生き生きと働ける地域社会を目指します。4点目は、困難な問題を抱える女性への支援で、本個別計画について令和6(2024)年4月に施行された困難女性支援法に基づく三鷹市困難女性支援基本計画(仮称)に位置づけまして、困難な問題を抱える女性への支援体制の強化に取り組んでまいります。5点目は多様な性への理解と尊重で、一人一人にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されて、LGBTをはじめとした多様な性の在り方を含めて人権としての性が尊重される社会の実現に向けて理解促進と普及啓発を図ってまいります。

5ページの(6)につきましては情報発信の充実ということで、男女平等参画の推進に当たり、地域社会や市民意識の向上が不可欠でありますので、必要とする方に必要な情報が届くよう、デジタル技術を活用して情報発信の充実を図ります。

5ページ中段、4番、計画の体系でございます。こちらは計画の骨格案にも該当する部分です。新たな個別計画では、前計画の各施策を発展的に継承しながら、体系の見直しを行っていきたくて考えております。また、人権の尊重を基礎とするとともに、新たに三鷹市困難女性支援基本計画(仮称)にも位置づけることとしております。新たな体系は(1)から(4)までに記載の4つの体系で、前計画では6つあった目標を4つに見直すこととしております。具体的な見直し内容については資料3に記載しておりますので、お手数ですが、資料3

のほうも合わせてご覧いただければと思います。資料3の左側については前計画の体系です。一方、右側が今年度に策定予定の計画の体系案になります。右側の表に赤字で記載しておりますとおり、目標のタイトルを見直ししながら、集約や移行することで体系を整理しているところでございます。なお、緑色の網掛け部分は、三鷹市女性活躍推進計画を、黄色の部分は三鷹市配偶者等暴力対策基本計画、青色の部分は三鷹市困難女性支援基本計画（仮称）に位置づけることを意味しておりまして、それぞれ関連する法令によりまして地方自治体に計画策定の義務または努力義務が定められているものでございます。

資料4をご覧ください。新しい個別計画の体系の見直しにあたり、他の自治体の計画体系等も参考にしているところでございます。資料4の左の表の下のほうに凡例としてお示しておりますとおり、目標や施策等を分野ごとに色分けしております。市では第5次三鷹市基本計画と同様に見る方にとって見やすいように計画の簡素化を図りながら、必要な施策を網羅する形で体系を考えたところでございます。こちら、参考としてご覧いただければと思いますが、表の右側のほうを見ていただきますと、茶色で塗られた防災というカテゴリーが3つほどあると思います。武蔵村山市、杉並区、足立区には茶色の防災というカテゴリーがあります。三鷹市では防災の視点については、目標2の中の（4）の施策、様々な分野における男女平等参画の推進の中で事業展開を図っていきたいということを想定しております。頭出しをせずにこの中に溶け込ませた中で事業展開をしていくために、防災といった独立したカテゴリーは設けないと考え、整理したところでございます。

個別計画の策定に向けた考え方と骨格案の（案）の説明は以上でございます。冒頭でお伝えしたとおり、本日の議論を踏まえて、次回の第2回の審議会で修正したものをさらにご確認いただきまして確定する流れを想定しております。また、10月開催予定の第3回審議会では、次のステップとして確定した骨格案に文章等の肉づけをしながら、各施策、具体的な事業を加えて、計画素案の案をお示しし、再度議論をいただくという流れを考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【荏田会長】 ありがとうございました。ただいま、事務局の説明がありましたが、ご意見などはいかがでしょう。

【F委員】 第5次基本計画概要におきまして、人権が侵害されたという数字が、このように7.5%とありますが、これが多いのか少ないのか、どのように捉えればよろしいでしょうか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 今ご指摘いただいた人権を侵害されたと感じる割合

の7.5%とは、こちらも先ほど出てきた令和4（2022）年に行った市民満足度調査で、約4年ごとの定点的な調査での数値になります。7.5%という数字は決して多い数値ではないと捉えていますが、数値をより少なくしていくために、人権を尊重するまち三鷹条例の理念に基づいて庁内連携を図りながら、人権施策を展開していきたいと考えております。

【F委員】 これは少ないんですか、普通ですか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 7.5%、決して多い数値とは思ってはいないというところでございます。

【F委員】 分かりました。ありがとうございます。

【荏田会長】 では、オンライン参加の渥美委員からご意見、お願いします。

【渥美副会長】 まず、今回、他市区町村との目標施策の比較表をつけてくださってありがとうございました。とても分かりやすいです。資料3で2のライフ・ワーク・バランスの実現と女性の活躍への支援の（3）が市の率先行動となっています。これはすごく大切だと思います。そのうえで、資料1、議事の（1）に戻ります。いろいろ数値を開示くださった中で、良からぬ数字がいくつかあるので、それについてまずコメントします。

資料1の33、34ページの65番、有休取得日数5日未満が53人いると書かれていました。これは民間企業では、罰則を払うリスクがある人たちで、すごく恥ずかしい数字なので、早急にゼロにすべきだと思います。あと、こういう数値は他市町村比較ができると思うので、もしあれば、有休取得率は国が閣議決定していることですし、5日の努力義務化からもう随分経過しているので、次の審議会で教えていただきたいです。次に66番、時間外労働もあまり良い数字ではありません。「ワーク・ライフ・バランスに関する市の率先行動」と書いて出している数字が良くない、と申し上げたいです。良くないものは良くするというのが今回の計画の肝だから、良くするようにきちんと次の目標設定をしていただければいいんですが、書きぶりからすると、良くないということがおそらく分かっていないのでは、と思われるので、これこそ、市区町村比較をした方が良いと思います。

続いて67番、男性の育休取得が80%とか79%で高い取得率と書かれていますが、これも多分認識が間違っています。僕は17年前に「イクメン」という言葉を作った人間で、それ以来、色々な自治体で男性育休取得促進の仕事をしてきて、例えば、三重県で知事の政策アドバイザーという仕事を13年してきました。男性の育休取得率は、もともと国がおかしなことをやっていたんです。女性の育休取得率というのは、月に21日以上いわゆる育休で、大抵の方は数か月取りますよね。その数か月の育休取得を育休取得率と言っていたのに

対して、男性に関しては、いわゆる配偶者出産休暇や、三鷹でいうと育児参加休暇という特別休暇も可とする設定になったから、取得日数がすごく少ないのに、それでも育休取得率が低いという、二重のまずさがあったんです。それを国も改めようとしていて、今回、男性育休取得率は、いわゆる「女性の育休（月 21 日以上の育休）」と「産後パパ育休」との 2 つで定義をしたのです。それであれば、本当は三鷹市も含めて全ての事業主はその定義に準じて取得率を出すべきです。「産後パパ育休」があれば、それをカウントしていいですが、三鷹市の場合は、いわゆる配偶者出産取得休暇に当たるものと育児参加休暇で年 5 日以上に対し、取得日数 5.38 という数字。要するにもととの定義で今の数字から出してしまっている。だから、取得日数が本当は低いんです。男性育休取得率 80%、79%だと捉えると、もういい、頑張っていると見えてしまうから、次回までに捉え直した数値を教えてください。5.38 という数値から推測すると、「女性の育休（月 21 日以上の育休）」と「産後パパ育休」で定義しなおすと、おそらくすごく低いと思います。育児休業給付金を貰える育児休業取得者も、数人ではないか、と想像します。

なぜこういう話をしているかという、三重県で 10 年前当時は、取得日数が 80 日（3 か月弱）だったんです。現在は、180 日（半年くらい）だと思うんですが、要するに、定義を揃えれば改善していくのです。今回の取組状況の報告は、前回の目標に則った定義でこの数値、というのはそれで良いですが、本来的に、男女のギャップをちゃんと是正していこうという施策のはずなので、ワーク・ライフ・バランスの中で男性育休を位置づける、次の男女計画で「市の率先行動」と言うのであれば、男性職員の給付金を貰っている育休休業取得者数を知りたいです。おそらくその取得率は、国の目標値である 30% よりも低いのでは、と経験則的に想像します。先ほど伝えた、数字を出して「率先行動」としていく方が良いと思います。

三重県の場合は、15 年前からワーク・ライフマネジメントシートというものを使って、上司と部下が、子どもが生まれる予定だと分かった時点で、どういう形で育児参画するのか、育児休業を何か月取るのか、その準備はどうするのかということを年 3 回やり取りしているから、先ほど申し上げた数字になってきたわけです。そういう取組が「率先行動」なのです。当時も三重の中では進んでいたし、県内中に広めるという意味もあったけれども、おそらく、今の三鷹市の状況は、率先でもなんでもない、むしろもっと進んでいる企業はたくさんあるのだから、せっかく計画に入れるのであれば、実体が伴うことをやる方が良く、その前にまず数字を把握しないと比較にならないと思います。今回、次期計画の制度（見出し）

の比較は分かったんですけれども、中身（東京の市町村で男性育休取得日数が本当に少ない）は疑問です。都道府県庁レベルで、三重県はすごく多い方ですが、広島県もそれくらい多いし、僕が知っているいくつかの県庁の取得日数は、それこそ1か月を超えるくらいの水準なのに、三鷹市が5日というのは。（※三鷹市注：三鷹市の実績が平均5.38日というのは、「育児休業」ではなく、「特別休暇」の取得日数のことです。）それがむしろ三鷹も、近隣市もそうだとすることであれば、かなりまずいと思うので、率先行動と書くなら、本当に、きちんとした中身を書かないと、率先でもなんでもないということを申し上げたいと思います。

【荏田会長】 今の件に関していかがでしょうか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 他市比較等、データについては、職員課とも連携しながら、委員の皆様次回までに共有させていただきたいと思います。

今日については骨格案ということで、タイトルレベル、目次レベルを5ページのところでお示ししておりますが、今後、素案作成に向けて中身を埋めていくところで、今、渥美委員からいただいたご意見等も踏まえながら、考えていきたいと思っています。

【渥美副会長】 ありがとうございます。あと1点ワーディングだけなんですけど、資料2、4計画の体系の（2）のイが、働きやすい職場環境づくりとなっていますが、今は「働きやすい、働きがいのある」と両方併記でないと、不十分に見えてしまうから、両方書いた方がよいと思います。

【荏田会長】 ありがとうございます。それでは、三鷹市行動計画2027の件に関してご意見やご質問等ございませんでしょうか。

【A委員】 まず、基本的な質問ですが、この2027年（案）というのは、2027年から始まる5年間の計画という理解でよろしいでしょうか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 すみません。説明が不足しておりました。終わりが2027年ということです。今年度作成して2024年から2027年までの4年間の行動計画、個別計画になります。

【A委員】 分かりました。資料3を見ますと、項目がだいぶシンプルになっているんですが、これは活動内容が減るということではなく、整理されてより分かりやすくする目的という理解でよろしいですか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 ご指摘のとおり、活動内容や施策が減るわけではなく、より分かりやすくシンプルにしたとご理解いただければと思います。

【A委員】 分かりました。あと、もう1点。個人的には、日本の少子化が非常に気にな

ってしまして、東京都の出生率が確か1を切ったということで、大変深刻な問題だと思うんですが、そういった人口減少を止めるような女性の育児取得とか、結婚しやすくするための施策というのは計画に含まれているんでしょうか。

【丸山企画部DX推進担当部長】 ご指摘いただいた点はまさに深刻な問題だと我々も捉えています。子育て支援の充実といった分野については、例えば、資料3の左側の前計画の方を見ていただきますと、目標の5番の(4)の箇所に子育て支援の充実というところもございます。もちろん、これは移行していきますが、中身については個別の事業としては継承していくような形になります。その辺を網羅するといったところと、先ほど言った女性の活躍する機会の増進という取組も引き続き行っていきます。結婚支援については、現状具体的にありませんが、この男女平等計画の中で取り扱うべきかどうかという点は検討していきたいと思います。

【G委員】 すみません。今日来ただけでお話を伺うのは恐縮ですが、新しいことがあまり入っていないということが計画全体、あるいは実績の説明の中でも気になりました。E委員がおっしゃったような考え方もそのとおりだと思うところがありまして、例えば、デジタル化がご担当なのに、デジタルに関する言葉が施策の中にほぼ出てきていないように思うんです。それから、世の中の変化というのはこの後4年間というのは結構大きなものがあるはずで、例えば、労働の分野だけで言っても、労働基準法を見直そうと国が議論をしている状態です。例えば、アルゴリズムによって労働が管理されとか、プラットフォームでもって仕事が媒介されるという世の中です。実は私、8年ぐらい前に三鷹市のこの審議会にいたことがあるのですが、そのときとあまり変わっていないので、不安になります。ほかの市町村でいくつか男女平等参画審議会の委員をやらせていただいているんですが、正直ちょっと心配です。例えば、今同じ状態にあるのが府中市さんなので、横で情報のやり取りをされると良いのかなという気がするのと、この4年後をどうやって読むのかというのが結構重要なことのような気がしていて、遅れちゃっているなという感じを正直持ちます。そこを少しご検討いただきたいと思います。渥美委員のお話にあった働きがいというのもまさにそのとおりでありまして、これまでのフレキシビリティという観点からワーク・ライフ・バランスのようなことが言われてきたりとか、ダイバーシティという観点もあったんだけど、今、この次に多分入るのはアマルティア・センというノーベル賞を取ったインドの経済学者が言っていたケイパビリティ、能力を生かせるという部分が重要になってくるだろうという話が労働の専門家の間では聞かれるようになっていきます。だから、働きがいもそうだし、自分

の能力が生かせるような働き方っていうことを言われる世の中の中で先を少し見ていただいた方がいいのではないか。生意気なことを言いますが、そう感じました。

【丸山企画部DX推進担当部長】 貴重なご意見をありがとうございます。変わったのは多分オンラインの併用になっているところくらいだと思いますけれども、貴重なご意見をありがとうございます。

デジタルにつきましては、我々は施策のツールとして考えておりますので、施策の推進にあたって、もちろん子育て支援、申請等や情報発信もそうです。相談もデジタル技術を使ったやり方というのはもちろんあると思いますので、ツールとしてデジタル技術を活用していくところは視野に入れながら、計画の策定に取り組んでいきたいと思います。

他市との連携については、男女平等参画担当課長会というような会議でも各市の取組状況等を共有する場面もありますので、他市の良いところを吸い上げていく。計画づくりについても、資料4のとおり、他市比較等を行っているところですが、施策の中身につきましても、今のトレンドだとか、4年後を見据えて何ができるのかといったところで能力を生かすのご意見いただきましたけれども、先を見据えて研究を進めながら、計画に生かせるように努めていきたいと思います。ありがとうございます。

【E委員】 これはずっと気になっていたことですが、資料3の左側(前計画)の3(4)に「人権としての性の尊重」が出ているんですが、「性と生殖に関する健康と権利」という視点がはっきり出てこないんですね。回り道をしているというか、ぐるぐる回っているというか、絶対にそこには触らないという覚悟があるように見えます。この前、私は、子ども子育て会議を傍聴したんですが、そこでも委員の方から、ぜひ包括的な性教育を考えて欲しいという意見が複数出ていたんです。これからの計画を立てるのであれば、「性と生殖に関する健康と権利」にしっかりと向き合っていただきたい。ここがすっぱり抜けているので、三鷹市は今ここで覚悟を決めてやらないといけないと思っています。ここは触ってはいけない部分だとずっと回り道してきている印象があるんですが、ぜひ真正面から取り上げていただきたい。

【石坂企画部長】 包括的性教育という言葉が子ども子育て会議で出たというのは承知しております。市としてきちんと正面から向き合っていくのはそのとおりだと思います。ただ、やはり学習指導要領、いろいろな問題もあるということも教育委員会からも聞いており、市としてどう考えていくのかというところについては、いろいろな意見がある中で、今回の計画の中では盛り込むべきかと思っています。E委員がおっしゃるような形に入る

かどうかは分かりませんが、市としての考えはきちんと出すべきかと思っています。

【荏田会長】 ほかにございますでしょうか。

【E委員】 人権としての性の尊重というのが左側（前計画）には書いてありますが、右側（新計画）には欠けているので、その辺もいつの間にかなくなってしまうのかという不安に駆られたので、確認しておきたいと思います。

【丸山企画部DX推進担当部長】 今回の見直しにあたって、右側（新計画）の目標1（1）に「人権尊重の視点に立った男女平等参画意識の啓発」と書いておりますが、その下に（2）「多様な性の尊重と暮らしやすいまちづくりの推進」とあります。今回は目標と施策のみ示させていただいておりますけれども、今後は具体的な施策等がさらに素案の中では入ってきますので、そこで対応していきたいと考えております。

【石坂企画部長】 先ほどもE委員からありましたが、なぜ簡素化したのか、見直したのかということについて補足いたします。例えば、資料3の左側（前計画）、目標1の「男女平等参画のまちづくりの推進」というのは、計画全体を通して推進することだから、もう少し目標を統合してもいいのではないかと考えました。人権条例の中にも人権の尊重というのがありましたけれども、全ての施策に通底し、全ての目標を包含するような内容であるならば、目標の1番に置くべきだろうというように整理しました。そこは決して後退したということではなくて、男女及び多様な性の人権の尊重をまず目標の1番目に置きながら、これから具体的な事業については対応していきたいと思っています。

【F委員】 資料2、4ページの4番に、困難な問題を抱える女性への支援という言葉があるんですけども、個別状況に応じて支援が必要な方への制度みたいな、年齢、性別関係なく、そのような制度は当てはまるような内容はほかにあるのでしょうか。既にあるのであれば、見落として申し訳ないんですが、ないようでしたら、その辺のご検討をいただける余地はございますでしょうか。女性限定ということだけではなく。

【丸山企画部DX推進担当部長】 女性をめぐる課題につきましては性暴力とか、性犯罪被害だとか、それ以外にも非正規雇用による雇用の不安定とか、キャリアアップ機会が不足しているとか、育児と仕事の両立が難しい、賃金格差など、就業に関する課題も多く存在しているのが現状かなと思っています。

こうした背景などを踏まえまして、今、こちらに書いてある困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのが令和6（2024）年4月に施行されています。市では当該法律に基づいて民間関係団体の連携体制などを構築しながら、困難な問題を抱える女性への支援

体制の強化に取り組んでいくと今考えているところです。困難なのは女性だけみたいなお話がありますが、子どもとか高齢者、障がい者、生活困窮など、それぞれ課題に応じた支援というのはそれぞれ関連する法令等に基づいて対応しているといったところでございます。今回はこの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのが施行されましたので、この計画の中で取り扱って、支援策等も展開していきたいと考えているところです。

【F委員】 ありがとうございました。

【荏田会長】 ほかにごございますでしょうか。少し時間が押してきましたので、後日、事務局へメール等で質問やご意見をいただくことも可能ですので、そのようによろしく願いいたします。

では、続いて「こころの相談事業」実績報告について、を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【中塚企画経営課副主幹】 資料5をご覧ください。こころの相談事業の実績報告についてでございます。こころの相談事業は女性向け対面相談を毎週木曜日と土曜日の午後1時から5時に、男性向けの対面相談を毎月第3水曜日の午後5時から8時に、女性交流室の相談室で実施をしているものでございます。

資料1 ページ目の女性相談の実績からご報告いたします。令和5（2023）年度の相談実績は244件、利用率は62.2%となりました。令和4（2022）年度と比較しますと、22件の減、利用率は7.8ポイントの減となっております。相談内容については資料一番下の表にありますとおり、こころに関する相談が87件、夫婦に関する相談が54件、家族に関する相談が39件と上位を占めておりまして、この傾向には前年度からの変化はございません。さらに、相談内容の詳細についてはこちらの裏面に記載をしております。

資料の2枚目は、令和4（2022）年度の女性相談の実績をお付けしております。3枚目は男性相談の実績についてでございます。男性相談は令和3（2021）年7月から開始をいたしまして、令和5（2023）年度の相談実績は23件、利用率は63.9%となりました。令和4（2022）年度と比較しまして、相談件数が1件の減、利用率は2.8%の減となっております、こちらは相談内容内訳をご覧くださいと、夫婦に関するお悩みが最も多くなっております。裏面には相談内容の詳細の分類件数が記載されておりますので、併せてご覧ください。

次に5枚目、こころの相談ダイヤルの事業についての実績報告です。こちらは毎月第2火曜日の午後1時から4時、第4火曜日の午後5時から8時に実施をしております。令和5（2023）年度の実績は31件、利用率は32.3%となっております、令和4（2022）年度と比

較しまして 16 件、16.7 ポイントの増となりました。対面相談に行くことはできないけれども、悩みを聞いてほしい、話を聞いてほしいなどの要望にも応えることができ、対面相談と電話相談のすみ分けがある程度されているのではないかなと感じております。

【荏田会長】 ただいま、事務局の説明がありましたが、ご質問などはいかがでしょう。

【C 委員】 おそらく聞いていらっしゃらないと思うんですけども、ここのダイヤルとか相談の場所とか、どこでお知りになりましたかっていう質問はしていらっしゃいますか。

【中塚企画経営課副主幹】 おらく 3 年か 4 年ほど前に利用者にそのようなアンケートを取ったということがあったなと記憶しています。

【C 委員】 それはその期間だけで、毎回聞いていないということですか。

【中塚企画経営課副主幹】 そうです。今、毎回、相談の度にどこでお知りになったかを聞いているわけではないです。

【C 委員】 それは聞くべきではないでしょうか。やはり場所が分からなければ、相談にも来られないわけで、やっぱりそういう行政側のスタンスが市民への信頼につながっていくと思うんです。どこでお知りになりましたかということは毎回ぜひ聞いていただきたいと思います。

【中塚企画経営課副主幹】 定期的にカウンセラー会議を開催しておりますので、カウンセラーの先生にも相談しながら考えていきたいと思います。

【荏田会長】 ほかにご意見やコメント、ご質問、ございませんでしょうか。では、続いて、性的マイノリティに関する施策の取組状況についてを議題といたします。

【中塚企画経営課副主幹】 資料 6、性的マイノリティに関する施策の取組状況についてです。まず初めに 1 番の三鷹市パートナーシップ宣誓制度でございます。令和 6（2024）年 4 月より、三鷹市パートナーシップ宣誓制度を開始いたしました。また、制度開始にあたりまして、こちら、図にありますとおり、宣誓者の方に発行する三鷹市オリジナルデザインの受理証と携帯が可能な受理証カードを作成しております。7 月末時点におきまして、宣誓の受付実績はございません。また、東京都などが発行しました受理証明書などの提示による三鷹市のサービスの提供等に関する活用実績についても、5 月末に調査を行いました。その時点においては実績はない状況となっております。

資料の裏面をご覧ください。2 番、みたか S O G I 相談（性の多様性に関する相談）の開始でございます。性的指向やジェンダーアイデンティティに関するお悩みや不安について、

当事者や家族を含む関係者の方からの相談に応じる窓口を新設し、7月19日より運用を開始いたしました。相談の名称ですが、自治体によってはLGBT相談としている例もございますが、LGBTが性的マイノリティ当事者を指し、SOGIが当事者も含めた全ての方を対象としていることから、三鷹市ではSOGIを採用いたしました。一方、SOGIをご存じでない方もまだ多くいらっしゃるということから、SOGIの解説を相談のチラシに掲載するとともに、副題として性の多様性に関する相談という文言を追加したほか、インターネット検索でも見つかりやすいよう、説明文にはLGBTQの文言を含めるなど、配慮をしております。

相談日は毎月第3金曜日の午後5時30分から8時30分で、相談時間はお一人50分間、毎月3人のご相談に対応いたします。申込みはオンラインまたは電話での事前予約制とし、相談場所は三鷹市女性交流室の相談室となりますが、相談者の方の希望により対面でも電話でもどちらでも対応できるようにしております。また、相談員は性的マイノリティに関する相談事業等について、国や地方自治体の連携実績があり、豊富な実践経験を持つ支援者、専門家などで構成されるNPO法人にお願いをしております。引き続き、積極的に周知を図りながら事業を活用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。今のところ、7月の時点では、相談、予約等はございませんでしたが、活用いただけるように周知に努めてまいります。資料7としてSOGI相談のチラシをお配りしておりますので、こちらも併せてご覧ください。説明は以上となります。

【渥美副会長】 まず1点目。三鷹市のパートナーシップ宣誓制度に関して、東京都の他の自治体に比べれば、使い勝手がよくて、使える事業が多いという特徴があるということをもっと謙虚にならずにアピールしたほうが良いと思います。東京都の他の自治体が何でもかんでも、これ、使えますよと挙げているのは個人的にはあまり好きではないですが、どれが使えるのか、使えないのかという軸を東京都が揃えていなくて、出した者勝ちになってしまっている。それであれば、子育て系などでもっとこれも使えますということを出した方が当事者のためにも良いと思います。

もう1点は、今日の資料に全くないので、できれば、今後議論するときの基礎資料として用意いただけたらと思うものです。僕はこの時期いろいろな自治体でこういう会議に出ているのですが、東京以外の自治体はほぼほぼ4月に出た人口戦略会議の消滅自治体の話で持ちきりなんです。市町村のもデータで出ているし、新たにこう試算したらこうなりますというものでしかないんですが、前回のレポートと今回のものの変化で議論をすることが多

いです。三鷹の場合は、すごくデータが良いのです。三鷹は、もともと未成年の女性が多いじゃないですか。2010年から15年でその後も増えている稀有な自治体です。文教都市で大学が沢山あるから三鷹に流入しているというのは分かりやすい話ではあるんですけども、卒業後に去るかと言うと、そのまま定住したりしている。20～39歳の移動を考えての将来推計を見ても、三鷹市はすごくいいんです。三鷹とか東大和とか、府中とか、いくつかすごく頑張っているところはやはり良く、すごく差が出ているのです。それについては、おそらく人口担当部署の方で議論されているかこれから議論するのかなと思いますが、ここでは女性の人口の動きをきちんと見ておいた方がいい。三鷹が好きで定住している、なぜ出て行かないのかなどはきちんと分析したうえで、その良さは保ちつつ、やるべきことはやっていくことがデータベースで考えるということだと僕は思うので、他市町村、近隣との比較はデータを出した方が良くと思っています。

【丸山企画部DX推進担当部長】 ありがとうございます。

三鷹のデータもそうですが、東京都の方でも男女平等参画に関するデータを公開しているものはあります。ただし、膨大な量になってしまうので、どういうデータをどう公開・共有していくかを慎重に検討しながら、皆さんに共有を図っていきたいと思います。

【渥美副会長】 とりあえず、僕ができれば出していただきたいのは人口関係だけです。誰でも取れるもので、並び返せばいいだけです。むしろ、人口戦略会議のあのデータだけでもいいと思います。とにかく三鷹がなんで良いのか、その良さはどうやって保つのか、あるいは、ウィークポイントは何なのかというのが議論すべきことかなと思っています。

【荻田会長】 ご意見やご質問、資料6、7に関してございませんでしょうか。では、全体を通して何か皆様からございませんでしょうか。オンライン参加の瀬尾委員は何かございますか。ミュートで聞こえていないようですね、では、他のまだお声を聞いていない、H委員、全体を通して何かありましたらお願いします。

【H委員】 本日は分かりやすい、本当に丁寧な資料を準備していただき、大変ありがとうございました。私自身、女性交流室というのを存じ上げていなく、また、見学もしておりませんで、本日、学ばせていただきました。また、E委員のおっしゃるとおりだなということも実感いたしました。この2022年計画の2次改定の変更案等々に女性センターの機能の充実、活性化というのがありまして、ここでE委員のおっしゃっていた、広く温かく寄り添った市民目線の施策や窓口や対応とか、分かりやすく明るい周知の広がり等々、ここで考えていただけるのかなと思ひまして、本当に大きく期待させていただきたいと実感しました。

【荏田会長】 ありがとうございます。ほかにございませんか。ちょっと時間が押してきましたので、瀬尾委員からは後で事務局にメール等でご意見をいただけたらと思います。

事務局から連絡事項があるということで、最後をお願いいたします。

【中塚企画経営課副主幹】 今年度の男女平等参画審議会は新たな行動計画の策定年度となりますので、今回を含め、5回の開催を予定しております。先ほど議事の（２）でも説明をさせていただきましたが、改めて流れを整理させていただきます。

本日いただきましたご意見、ご質問を反映しました個別計画の考え方と骨格案を8月下旬の第2回審議会で確認していただきまして、9月の市議会総務委員会にて報告をいたします。次のステップとして10月の第3回男女平等参画審議会で個別事業等を盛り込んだ計画素案の案をお示しし、そこでいただく御意見を反映したものを11月の第4回審議会でご確認いただき、12月の市議会総務委員会にて報告をいたします。その後、1月に計画素案をパブリックコメントに付し、その意見を反映したものを2月の第5回審議会にて諮問をさせていただきます、ご答申いただきたいと思います。最終的に3月に市議会総務委員会に行政報告を行うとともに、計画を策定いたします。皆様、ご多用のところ、大変申し訳ございませんが、ご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

併せて、審議会でのご意見やご質問を的確に反映できるように、これまでの会話形式の分量の多い会議録だけでなく、概要版のコンパクトな会議メモもお示しする予定ですので、よろしくお願いいたします。

次回第2回の日程につきましては、正副会長と相談しましたところ、8月26日（月）午後6時から7時30分で開催をしたいと思っております。ここでの発表となってしまう大変恐縮ですが、皆様、ご都合はいかがでしょうか。現時点でご都合がつかないという方がいらっしゃいましたら、お知らせください。今の時点では、次回は8月26日午後6時開始ということで皆様よろしくお願いいたします。直近のご連絡かつ複数の候補日を挙げられず、大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。開催通知などは改めてお送りいたします。

【E委員】 事務局にお願いですが、差替資料については、変更点が分かるようにしていただけると、本当に助かります。

【石坂企画部長】 分かりました。

【荏田会長】 修正履歴をつけていただくか、メール本文に修正箇所を書いていただければ良いかと思います。

【石坂企画部長】 分かりました。

【荏田会長】 概要版の議事録もこれから作っていただけるようなので、ご質問等はぜひメール等で事務局にお寄せください。時間になりました。以上で全ての議事が終了いたしました。本日の審議会はこれで閉会といたします。皆様、御協力、どうもありがとうございました。